

令和4年度

水管理・国土保全局関係
予算決定概要

令和3年 12 月

国土交通省 水管理・国土保全局

令和4年度予算の基本方針

基本方針

気候変動による水災害の頻発化・激甚化を踏まえ、防災・減災が主流となる安全・安心な社会を実現するため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」も活用した事前防災対策を完成年度の目標を持って計画的に実施するとともに、水災害リスクを踏まえたまちづくり等の流域治水関連法を活用した取組、国土強靱化に資する DX の取組、持続可能なインフラメンテナンスの実現に向けた取組等について、あらゆる関係者が協働して行う「流域治水」の考え方に基づき現場レベルで本格的に実践する。

- ・ハード・ソフト一体の水災害対策「流域治水」の本格的実践
- ・国土強靱化に資する DX の推進
- ・インフラ老朽化対策等による持続可能なインフラメンテナンスサイクルの実現
- ・カーボンニュートラルの推進
- ・水辺空間の良好な環境と賑わいの創出による地方活性化の推進

予算の規模

○一般会計予算 10,021億円

一般公共事業費	9,517億円
<small>うち、河川関係7,349億円、砂防関係1,384億円、海岸関係170億円、下水道関係614億円</small>	
災害復旧関係費	505億円

○東日本大震災復興特別会計予算(復興庁所管) 41億円

予算の内訳

○一般会計予算(国費)

単位：億円

事 項	令和4年度	前 年 度	対前年度 倍 率
一般公共事業費	9,517	9,143	1.04
治 山 治 水	8,654	8,458	1.02
治 水	8,484	8,308	1.02
海 岸	170	149	1.14
住宅都市環境整備	249	249	1.00
都市水環境整備	249	249	1.00
下 水 道	614	437	1.41
災害復旧関係費	<527> 505	<519> 502	<1.01> 1.00
合 計	10,021	9,646	1.04

- 上記計数には、
 - デジタル庁一括計上分を含まない。
 - 個別補助化に伴う増分 331 億円を含む。
- <>書きは、水管理・国土保全局以外の災害復旧関係費の直轄代行分を含む。
(上記以外に、行政経費 9 億円があるほか、省全体で社会資本整備総合交付金 5,817 億円、防災・安全交付金 8,156 億円がある。)

○東日本大震災復興特別会計予算(復興庁所管)

単位：億円

事 項	令和4年度	前 年 度	対前年度 倍 率
災害復旧関係費	41	74	0.55

(上記以外に、省全体で社会資本総合整備(復興) 103 億円がある。)

(四捨五入の関係で合計値が合わない場合がある。)

主要項目

治水事業等関係費・下水道事業関係費

1. ハード・ソフト一体の水災害対策「流域治水」の本格的実践 [5,874億円]

気候変動による水災害の頻発化・激甚化に対応するため、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」を推進し、ハード・ソフト一体の事前防災対策を加速するとともに、流域治水関連法の完全施行を踏まえ、水害リスク情報の充実や水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりを積極的に推進。

2. 国土強靱化に資する DX の推進 [77億円]

3日程度先の水位予測情報の提供等による洪水予測の高度化などの情報分野での流域治水の取組を加速するとともに、デジタル技術の活用・新技術の導入等による施設の整備・管理や河川の利用等に関する手続きの省力化・効率化の取組を推進。

3. インフラ老朽化対策等による持続可能なインフラメンテナンスサイクルの実現

[2,251億円]

予防保全によるライフサイクルコストの縮減・平準化を図るため、長寿命化計画に基づく定期点検等により確認された修繕・更新が必要な施設への対策を加速するとともに、新技術の積極的な活用等により効率的かつ持続可能なメンテナンスサイクルを実現。

4. カーボンニュートラルの推進 [52億円]

カーボンニュートラルの実現に向けて、温室効果ガス削減効果の高い創エネ・一酸化二窒素対策を集中的に支援するとともに、革新的な創エネ・省エネ技術の現地実証の支援により、下水道事業の脱炭素化を推進。

5. 水辺空間の良好な環境と賑わいの創出による地方活性化の推進 [90億円]

かわまちづくりによる賑わいある良好な水辺空間の創出や河川を基軸とした生態系ネットワークの形成など、地域の特色を活かした魅力的な地域づくりによる地方活性化を推進。

※上記以外に、災害復旧関係費505億円、行政経費9億円、東日本大震災からの復旧関係費41億円、工事諸費等があるほか省全体で社会資本整備総合交付金5,817億円、防災・安全交付金8,156億円、社会資本総合整備(復興)103億円がある。

新規事項等

●新規事項

【ハード・ソフト一体の水災害対策「流域治水」の本格的実践】

<水害リスク情報の充実>

➤ 水害リスク情報整備推進事業の創設(防災・安全交付金)

近年、中小河川における水害リスク情報の提供を行っていないエリアで多くの浸水被害が発生していることから、早急に水害リスク情報の空白域を解消するため、浸水想定区域図等の作成を支援する「水害リスク情報整備推進事業」を創設。

➤ 内水浸水リスクマネジメント推進事業の創設(防災・安全交付金)

気候変動の影響により大雨等が頻発し、内水氾濫による浸水被害が発生していることから、内水浸水リスクを低減するため、雨水出水浸水想定区域図や雨水管理総合計画の策定、避難行動に資する情報・基盤整備を支援する「内水浸水リスクマネジメント推進事業」を創設。

<流域治水関連法を活用した水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり>

➤ 流域治水整備事業及び特定都市河川浸水被害対策事業の創設(直轄事業・個別補助事業)

特定都市河川において浸水被害防止区域・貯留機能保全区域の指定の方針等を含む流域水害対策計画に基づき実施される、河道掘削、排水機場の機能増強、二線堤の整備等を重点的に支援し、ハード・ソフト一体となった事前防災対策を一層促進するため、「流域治水整備事業」及び「特定都市河川浸水被害対策事業」を創設。

➤ 水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりを支えるための税制の特例措置

河川沿いの低地や流域内の窪地など洪水や雨水を一時的に貯留する土地が有する浸水の拡大を抑制する効用を保全するため、貯留機能保全区域の指定を受けている土地に係る固定資産税及び都市計画税を軽減する特例措置を創設。

➤ 高台まちづくりを推進するために住民負担の軽減や円滑な合意形成を図るための税制の特例措置

令和2年12月に策定した「災害に強い首都『東京』形成ビジョン」等に基づき、大規模氾濫時の壊滅的被害を防ぐ高台まちづくりを推進し、高規格堤防整備事業の加速化を図るために税制特例(固定資産税、不動産取得税)を2年間延長。

＜流域治水型の災害復旧の促進＞

➤ 流域治水型災害復旧制度の創設(直轄事業・個別補助事業)

本川上流や支川において堤防の決壊や越水が発生した場合、遊水機能を確保しつつ、早期に浸水被害の軽減が可能な輪中堤や遊水地の整備を災害復旧事業として実施できるよう「流域治水型災害復旧制度」を創設。

＜林野庁との連携による流域流木対策の推進＞

➤ 大規模特定砂防等事業の拡充(個別補助事業)

土砂・洪水氾濫等に伴い発生する流木による被害拡大を防止するため、「大規模特定砂防等事業」において、林野庁と連携して作成した流域流木対策計画に位置付けられた流木補捉施設を補助対象に追加。

＜津波防災地域づくりの推進＞

➤ 津波・高潮危機管理対策緊急事業の拡充(防災・安全交付金)

南海トラフ巨大地震等の切迫する巨大地震に伴う津波対策として、「津波・高潮危機管理対策緊急事業」を拡充し、津波災害警戒区域等の指定に資する経費について総事業費に占めるソフト対策の上限2割を超えた支援を可能とした上で交付対象に追加。

＜治水安全度を向上させるための橋梁の改築・撤去の推進＞

➤ 特定構造物改築等事業の創設(個別補助事業)

計画高水流量に対して流下能力が低く、洪水の安全な流下を阻害している橋梁や堰等の改築・撤去を計画的・集中的に実施するため、「特定構造物改築等事業」を創設。

【国土強靱化に資する DX の推進】

＜持続可能なインフラ整備・管理につながる DX の推進＞

➤ 下水道情報デジタル化支援事業の創設(防災・安全交付金)

下水道管路に関する情報の一元管理によるマネジメントの高度化・効率化を図るため、下水道管路に関する情報等のデジタル化に必要な経費を支援する「下水道情報デジタル化支援事業」を創設。

【インフラ老朽化対策等による持続可能なインフラメンテナンスサイクルの実現】

＜老朽化対策の推進＞

➤ インフラメンテナンス事業の創設(個別補助事業)

河川・ダム・砂防・海岸分野において、建設後 50 年以上経過する施設の割合が増加していくことを踏まえ、インフラ長寿命化計画に基づき、個別施設計画の見直しや定期点検等により確認された更新が必要な施設への対策等、インフラ老朽化対策を計画的・集中的に実施するため、各分野において「インフラメンテナンス事業」を創設。

【カーボンニュートラルの推進】

＜下水道事業における脱炭素化に向けた取組の推進＞

➤ 下水道脱炭素化推進事業の創設(個別補助事業)

カーボンニュートラルの実現に向けて、下水道事業の脱炭素化を加速するため、温室効果ガス削減効果の高い創エネ・一酸化二窒素対策を計画的・集中的に支援する「下水道脱炭素化推進事業」を創設。

【公衆衛生の強化等のための下水道の持続性向上】

＜公衆衛生の強化等に向けた取組の推進＞

➤ 下水道整備推進重点化事業の拡充(社会資本整備総合交付金)

令和8年度までの汚水処理施設の概成に向けて、未普及対策を推進するため、「下水道整備推進重点化事業」を拡充し、下水道整備の加速化を図る市町村を交付対象に追加。

➤ 下水道広域化推進総合事業の拡充(社会資本整備総合交付金)

下水道事業のさらなる広域化・共同化を促進し、持続性を向上させるため、「下水道広域化推進総合事業」を拡充し、下水道以外の汚水処理施設と共同で汚水処理を実施する場合の要件を緩和。

【盛土による災害防止の推進】

＜砂防指定地内等における盛土による災害防止の推進＞

➤ 盛土緊急対策に係る支援事業の創設(防災・安全交付金)

都道府県等による盛土の総点検を踏まえ、砂防指定地内等における地方公共団体が行う盛土の安全性把握のための詳細調査や、行為者等による是正措置を基本としつつ、盛土の撤去、擁壁設置等の対策工事への支援事業を創設。

●その他

➤ 流域治水プロジェクトの取組状況の「見える化」

流域治水のもと、ハード整備の効果の最大化を図るために、あらゆる関係者の協働によるハード・ソフトが一体となった事前防災対策の取組状況を「見える化」することにより、地域が抱える諸課題に対し、先行事例を踏まえた優良事例の横展開など内容の充実・強化を図るとともに、今後、ソフト対策等へ積極的に取組むプロジェクトへの重点的な支援を実施。